

介護保険

基準1 入院前にケアマネジャーがいる場合

➡ 下記の判断ができれば、担当ケアマネジャーに退院支援の開始を連絡してください。

「在宅退院ができそう」と判断する基準（看護師等による判断）

1. 病状がある程度安定した状態である
2. 在宅での生活が可能そうである
3. 本人、家族が在宅療養を希望する

※判断する前に医師から退院指示が出た場合は、すみやかにケアマネジャーに連絡してください。

基準2 入院前にケアマネジャーがいない場合

（介護保険の認定を受けていない、またはケアマネジャーが決まっていない患者）

➡ 下記のいずれかにあてはまれば、患者の居住地の地域包括支援センターに介護保険申請等の相談に行くことを勧めてください。

退院支援が必要な患者の基準（※病院と自宅との環境の違いを考慮し判断する）

1. 立ち上がりや歩行に介助が必要
2. 食事に介助が必要
3. 排泄に介助が必要、あるいはポータブルトイレを使用中
4. 日常生活に支障をきたすような症状がある認知症がある
5. 在宅では独居に近い状況で、調理やそうじなど身の回りのことに介助が必要
6. ADLは自立でもがん末期である
7. 新たに医療処置が追加された（膀胱バルーンカテーテル留置、経管栄養、吸引など）

※40歳～64歳（第2号被保険者）の場合は、下記の疾病（確定診断）が介護保険申請の条件となります。

- | | |
|------------------------------------|------------------------------|
| ① がん末期 | ⑨ 脊柱管狭窄症 |
| ② 関節リウマチ | ⑩ 早老症 |
| ③ 筋萎縮性側索硬化症 | ⑪ 多系統萎縮症 |
| ④ 後縦靭帯骨化症 | ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 |
| ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症 | ⑬ 脳血管疾患 |
| ⑥ 初老期における認知症 | ⑭ 閉塞性動脈硬化症 |
| ⑦ 進行性核上性麻痺、
大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 | ⑮ 慢性閉塞性肺疾患 |
| ⑧ 脊髄小脳変性症 | ⑯ 両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 |